

京都市告示第535号

道路法第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成30年1月12日

京都市長 門川大作

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日
山科東野経9号線	山科区東野片下り町9番地の2地先内	告示の日
山科大塚経35号線	山科区大塚中溝50番地の1地先内	同上
羽束師33号線	伏見区羽束師菱川町533番地の1地先から同町62番地の2地先まで	同上

(建設局土木管理部道路明示課)